

大野市高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱

(平成19年6月29日告示第98号)

改正 平成21年2月19日告示第18号
令和2年4月20日告示第162号
令和3年4月1日告示第180号

(趣旨)

第1条 この要綱は、行方不明のおそれのある認知症の高齢者、認知症の疑いのある者及び若年性の認知症の者（以下「認知症高齢者等」という。）が行方不明となった場合に早期に発見できるような支援体制を構築するため実施する大野市高齢者等SOSネットワーク事業（以下「SOSネットワーク事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象者)

第2条 SOSネットワーク事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 大野市（以下「市」という。）内に居住する認知症高齢者等
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(実施機関等)

第3条 SOSネットワーク事業の実施機関は、市及び大野警察署とする。

2 SOSネットワーク事業の協力機関は、次のとおりとする。

- (1) 福井県奥越健康福祉センター
- (2) 社会福祉法人大野市社会福祉協議会
- (3) 介護サービス提供事業者
- (4) 在宅介護支援センター
- (5) 奥越ケアマネジャー連絡会
- (6) 大野市防犯隊
- (7) 大野市区長連合会
- (8) 大野市民生委員・児童委員協議会
- (9) 大野市老人クラブ連合会
- (10) 日本郵便株式会社大野郵便局
- (11) 九頭竜森林組合
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた機関

(事業内容)

第4条 SOSネットワーク事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症高齢者等の所在が不明となった場合に、当該認知症高齢者等の家族等（以下「家族等」という。）からの依頼により、前条に規定する実施機関及び協力機関（以下「実施機関等」という。）に情報提供を依頼し、家族等にその結果を報告すること。
 - (2) 実施機関等が認知症高齢者等を保護した場合に、家族等が当該認知症高齢者等を引取りに来るまでの間、当該認知症高齢者等を一時保護すること。
 - (3) 家族等に対する相談及び指導に関すること。
 - (4) 本事業の普及啓発に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、認知症対策及び認知症予防支援に関すること。
- （利用の申請）

第5条 SOSネットワーク事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、大野市高齢者等SOSネットワーク登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）又は大野市高齢者等SOSネットワーク支援依頼書（様式第2号。以下「支援依頼書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、市内の在宅介護支援センターを経由して行うことができる。

（登録及び通知）

第6条 市長は、登録申請書の提出により、SOSネットワーク事業の対象となる者の登録を行ったときは、速やかに、大野市高齢者等SOSネットワーク事業利用者登録通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知する。

（変更等の届出）

第7条 SOSネットワーク事業の利用者の登録を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、申請者又はその家族は、速やかに、大野市高齢者等SOSネットワーク事業利用変更（抹消）届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 申請書の内容に変更が生じたとき。
- (3) この事業の利用を辞退するとき。

（登録の抹消）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の登録を抹消するものとする。

- (1) 前条の規定による登録抹消の届出があったとき。
- (2) 第2条の対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 登録申請書その他の書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前条の規定による届出を受けたとき、又は前項の規定により登録を抹消したときは、必要に応じて当該利用者又は家族等にその旨を通知するものとする。

(行方不明者の搜索)

第9条 市長は、利用者の搜索について家族等から依頼があったときは、支援依頼書により警察署及び協力機関（以下「関係機関」という。）に情報を提供し、行方不明となった利用者の早期発見及び保護への協力を依頼するものとする。

2 市長は、利用者の搜索について必要があるときは、家族等の申出により、福井県高齢者等SOSネットワーク広域情報提供実施要領に規定するネットワーク（次項において「県SOSネットワーク」という。）を活用し、他の県又は市町村に当該利用者の情報提供を行い、搜索の協力を依頼するものとする。

3 県SOSネットワークを通じて市に搜索の協力の依頼があった場合は、第1項中「家族等」とあるのは「県又は他の市町村」と読み替えて、これらの規定を適用するものとする。

(利用者以外の対応)

第10条 市長は、利用者以外の認知症高齢者等にかかる行方不明の連絡があったときは、前条の規定に準じて対応するものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 本事業により知り得た個人情報その他の情報は、各実施機関等において、大野市個人情報保護条例（平成15年条例第23号）の例により取り扱うものとする。

(連絡会議)

第12条 市長は、関係機関との情報交換、課題等を協議するため、必要に応じ連絡会議を開催する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、SOSネットワーク事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

附 則（平成21年告示第18号）

この要綱は、平成21年2月26日から施行する。

附 則（令和2年告示第162号）

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則（令和3年告示第180号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。